株式会社 LIFULL 定款 keiei-01-211223

平成 9年 3月12日 設立 平成11年 9月30日 変更 平成12年 1月25日 変更 平成12年 7月20日 変更 平成12年 7月29日 変更 平成12年 8月31日 変更 平成12年11月27日 変更 平成12年12月27日 変更 平成13年 1月17日 変更 平成13年 変更 2月 7 日 平成13年 3月26日 変更 平成13年 7月 8日 変更 平成14年 6月28日 変更 平成17年 6月27日 変更 平成17年 9月 5 日 変更 平成18年 6月26日 変更 平成19年 6月28日 変更 平成20年 4月 1 日 変更 平成20年 6月26日 変更 平成21年 6月25日 変更 平成22年 6月23日 変更 平成23年 6月23日 変更 平成23年 8月19日 変更 6月26日 平成24年 変更 平成26年 1月 変更 1 日 平成27年 変更 6月 1 日 平成28年 6月28日 変更 平成29年 4月 1 目 変更 変更 平成29年 6月28日 平成29年10月 1 日 変更 令和 3年12月23日 変更

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 LIFULL と称し、英文では LIFULL Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューターシステムの企画、設計、開発、製作、保守、技術提供及び技 術指導に関する業務並びに代理業務
- (2) 広告、宣伝、印刷、出版、映像及びその企画、立案、制作、代理店業務
- (3) 損害保険業及び損害保険代理業、生命保険業及び生命保険の募集に関する 業務
- (4) 各種情報サービス業務
- (5) マーケティング全般の企画
- (6)特定労働者派遣事業
- (7) 有料職業紹介事業
- (8)貸金業
- (9) ローン事務代行
- (10) 古物売買業
- (11)外国為替取引
- (12) オークション事業
- (13) 物品及びサービスの販売および販売代行
- (14) 物品及びサービスの輸出入および輸出入代行
- (15)銀行代理店業
- (16)投資業
- (17) コンサルティング事業
- (18) 旅行業
- (19)飲食店、喫茶店の経営
- (20) スポーツ事業
- (21) その他適法な一切の事業
- (22) 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由

により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、350,452,800株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権 利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当て を受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市 場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き 等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規 則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
 - 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
 - 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に

従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及 び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定める ところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対 して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以 上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を 行使することができる。
 - 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、 議長となる。
 - 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役 会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び各監査 役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取 締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(**業務執行取締役等であるものを除く。**)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第32条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退 任した監査役の任期の満了する時までとする。
 - 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力 を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監 査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお 受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。